別紙１

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管　理　職

○ 学校いじめ防止基本方針　　○ いじめを許さない姿勢
○ 保護者、地域等との連携

いじめ防止対策委員会

【構成員】校長、教頭、生徒指導部長、特別支援教育コーディネータ、スクールカウンセラー、生徒指導部担当、当該ＨＲ担任

○ 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
○ 年間指導計画の作成・見直し
○ 校内研修会の企画・立案
○ 調査結果、報告等の情報の整理・分析
○ いじめが疑われる案件の事実確認・判断
○ 要配慮生徒への支援方針

報告 →
← 連携

留寿都村
教育委員会

連携 ↔

児童相談所
他 関係機関

未　然　防　止

◇ 学業指導の充実
　▹ 分かる授業づくりの推進
　▹ 授業規律の徹底
◇ 命を慈しむ教育の推進
　▹ 農業福祉科の特色を生かした教育活動の充実・発展
◇ 寄宿舎における生活指導の充実
　▹ 寮則の徹底
◇ 生徒理解の推進
　▹ 教職員の生徒に関する情報連携の強化
◇ 教育相談活動の充実
　▹ 面談回数・内容の充実
◇ 人権意識の高揚
　▹ 講演会等の開催
　▹ 生農会など生徒主体の活動の推進
◇ 情報モラルに関する指導の充実
　▹ 情報処理科目における指導の充実
　▹ ネットパトロールの推進
◇ 保護者・地域との連携

早　期　発　見

◇ 情報の収集
　▹ 教員の観察による気付き
　▹ 相談・訴え（生徒・保護者・地域）
　▹ アンケートの実施（定期）
　▹ 面談の定期開催（生徒・保護者）
　▹ 日常的に生徒のことを話題に

◇ 相談体制の確立
　▹ 相談窓口の設置・周知

◇ 情報の共有
　▹ 報告経路の明示、報告の徹底
　▹ 職員会議等での情報共有
　▹ 要配慮生徒の実態把握
　▹ 進級時の引継ぎ